資料2-2

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について

令和7年2月
公正取引委員会

スマホソフトウェア競争促進法の概要

背景・趣旨

○ **スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤**となる中で、**スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態**である。

○ 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、**新規参入等の市場機能による自発的是正が困難**であり、また、**独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題**があることから、**公正かつ自由な競争を回復することが困難**である。

○ こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、**セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する**必要がある。

法律の骨子

（１）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模（※利用者数4000万人）以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する。

（２）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

（３）規制の実効性確保のための措置

指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

（４）施行期日

公布の日から起算して１年６月（※2025年12月19日）を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、（１）に係る規定は2024年12月19日施行）。

規制（禁止事項及び遵守事項）の概要

⑴	アプリストア間の競争制限	• アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第７条第１号】 ※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。
	指定事業者以外の課金システムの利用制限	• 他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第８条第１号】 ※正当化事由あり
	アプリ内でのユーザーへの情報提供制限	• アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。 • ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第８条第２号】 ※正当化事由あり
	アプリ事業者に対する不公正な取扱い	• アプリ事業者によるOSやアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いをしてはならない。【第６条】
⑵	指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止	• 自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、他のブラウザエンジンの利用を妨げてはならない。【第８条第３号】 ※正当化事由あり
⑶	指定事業者のサービスのデフォルト設定	• デフォルト設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならない。【第１２条第１号イ、第２号イ】 • ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければならない。【第１２条第１号ロ、第２号ロ】
⑷	検索における自社のサービスの優先表示	• 検索結果の表示において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。【第９条】
⑸	指定事業者による不当なデータの使用	• 指定事業者が取得した、アプリの利用状況や売上げ等のデータについて、他のアプリ事業者等と競合するサービスの提供のために使用してはならない。【第５条】
⑹	OSにより制御される機能への他の事業者のアクセスの制限	• OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第７条第２号】 ※正当化事由あり
その他		• データの管理体制等の開示義務【第１０条】 • データ・ポータビリティのツール提供の義務付け【第１１条】 • OS、ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第１３条】

規制の実効性確保のための措置（継続的なコミュニケーションを通じた競争環境の整備）

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、**指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める**新たな規制の枠組み

関係事業者からの情報提供

関係行政機関との連携

外国競争当局との連携

公正取引委員会	指定事業者
規制の遵守状況の監視 →	規制遵守のための措置の実施
遵守報告書の確認 公表 ←	遵守報告書の提出
報告依頼 報告命令 ↔	遵守報告書に係る説明等
規制遵守の求め →	規制遵守のための更なる改善

違反の疑いのある行為の調査

禁止事項に違反した場合

排除措置命令

課徴金納付命令（算定率20%）

義務付けられた措置が講じられていない場合

勧告

命令

継続的なコミュニケーションを通じて

i. 違反行為が認められた場合

ii. 問題となり得る行為が改善されない場合

施行に向けた下位法令、ガイドラインの整備

政令・公正取引委員会規則①（令和６年12月19日施行）

○ 規制対象事業者の**指定に係る基準**について、年度における各月の特定ソフトウェアの平均**利用者数が4000万人以上**とする。

○ 指定に関する手続の細則を定める。

政令・公正取引委員会規則②

○ **正当化事由として認めるべき目的**（※法定されたセキュリティ確保、プライバシー保護、青少年保護以外のもの）を定める。

○ ユーザーの選択を特に確保するために表示が義務付けられた**選択画面の対象となるアプリ等**を定める。

○ 競合サービスの開発における**使用を禁止するデータの範囲**を定める。 など

ガイドライン

○ 指定事業者の**禁止行為や講ずべき措置に関する具体的な考え方**を明確化する（例：新法が禁止する他の事業者によるアプリストア等の提供を「妨げること」、アプリ事業者に対する「不公正な取扱い」等に該当する行為は何か）。

○ **正当化事由についての具体的な考え方**を明確化する（例：禁止行為や目的ごとに、正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面とは）。

（施行に向けたスケジュール）

2024年9月
有識者検討会の開始

2024年12月19日
指定に係る規定の施行

2025年3月目途
規制対象事業者の指定

2025年6月目途
（パブコメを経て）成案の公表

2025年末
全面施行